

No.	委員からの質問、意見	事業者回答	追加質問	事業者回答
1	<p>P59で騒音に関する苦情が発生したことが述べられていますが、この内容が要約P4の「環境保全措置が充分であった」とする判断に反映されているのかどうか、すなわち苦情はあったが、実際の騒音は保全目標を超えるようなものでは無かったかどうかについて、どこかで記述していただく必要があると考えます。</p>	<p>苦情があった当時の騒音レベルは不明ですが、建設機械台数の最大時に実施した令和3年度事後調査の環境調査結果において、環境基準を超過することはなかったこと、その後予定していた作業内容に変化はないこと、また環境保全措置を実施していることから、苦情発生時の騒音においても、令和3年度事後調査の環境調査結果を上回るレベルではなかったと推測しております。</p> <p>以上のようなことから、本編P59に、「建設機械台数の最大時に実施した令和3年度事後調査の環境調査結果において、環境基準を超過することはなかったことから、苦情発生時の騒音においても、令和3年度事後調査の環境調査結果を上回るレベルではなかったと推測される。」との記述を追加します。</p> <p>要約書にはこれを受けて、P4に「騒音に関する苦情があったが、その後苦情は発生しておらず、環境基準を超過することはなかった建設機械台数の最大時の騒音レベルを上回るものではないと推測される。」と追記いたします。</p>		
2	<p>騒音に関する苦情があったことと、その措置の内容等については承知しました。</p> <p>その後、苦情は発生していないということなので大きな問題はないと思いますが、苦情につながるケースがあったということは重く受け止める必要があると思います。</p> <p>引き続き、近隣にお住まいの方への、最大限の配慮をお願いします。</p>	<p>承知いたしました。</p>		
3	<p>要約P3「4. 工事中の事後調査の内容」として示すのは、報告書P15の表2.1.2が適切だと思います。なぜなら、要約で示されている図（報告書の表1.7.2から、例えば大気質については、環境調査はなく施設調査の2項目があることがわかり、「5. 事後調査結果の概要」の報告が理解しやすいからです。次年度の事後報告時に改善いただけると幸いです。</p>	<p>次年度の事後報告時の要約の作成について改善いたします。</p>		
4	<p>計画どおりに調査が実施されていることを確認いたしました。</p> <p>一方でそれなりの土地面積が造成されており、降雨の流出過程、下流河川での流量ピークが変化する可能性があると思いました。過去の経緯を十分把握できておらず、申し訳ないのですが、下記ご教示いただけますと幸いです。</p> <p>雨天時にも洪水調整池が十分な治水機能を発揮したかどうか、有野川の水位ピークや水質への影響は問題なかったのか、という点が気になりました。が、これらは事後調査計画に含まれていないので、今回は議論の対象外でしょうか。</p>	<p>ご指摘の事項につきましては、本事業の事後調査計画の実施項目ではないことから、事後調査報告書でのご報告はございませんが、治水機能についてご説明、ご報告致します。</p> <p>兵庫県総合治水条例に基づき「重要調整池の設置に関する技術的基準」に準拠し、兵庫県と協議の上、調整池を設置しております。</p> <p>上記の経緯を経て30年確率降雨により容量を算定した調整池を設置するとともに、調整池とは別に必要に応じて沈砂池も設置しております。なお、現在全ての調整池の工事は完了しております。これらの設置後の状況は、以下のとおりです。</p> <p>調整池はこれまで、異常高水位まで達したことは無く、抑制機能を発揮していると考えております。また、濁水につきましても、調整池と合わせて沈砂池が機能していると考えられ、現在まで濁水等に対する苦情は発生しておりません。</p> <p>以上のようなことから、雨天時にも調整池が十分な治水機能を発揮していると考えられ、有野川の水位ピークや濁水等の水質への影響は軽微であると考えております。</p>		

No.	委員からの質問、意見	事業者回答	追加質問	事業者回答
5	<p>P5のフォトモンタージュに、周辺緑地帯の樹冠が考慮されているのかが、気になりました。</p> <p>外壁の色は配慮していただいていると思うのですが、足元の擁壁部分がかなり白く目立っていてもったいなく、こちらが樹木で遮蔽されるような計画になっていればいいと思いました。</p>	<p>供用後の景観につきましては、以下のとおり、周辺緑地の樹冠等を考慮した案としています。</p> <p>当該箇所の法面には、高木及び低木の植栽計画があり、木々の成長により樹冠が形成されるものと考えております。また、自然景観の色は季節や距離の変化に合わせて刻々と移り変わることも考慮します。つまり、山の緑は遠景では彩度が低く、近景になるにつれて明度が下がっていくことを踏まえ、「建物の色の構成は低層部から高層部にかけて低明度から高明度となるグラデーションとし、そのグラデーションが均一にならないように一部の色を入れ替えた配色」とする計画とします。</p>	<p>当方の質問「P5のフォトモンタージュに、周辺緑地帯の樹冠が考慮されているのかどうか」に対し、事業者回答は</p> <p>> 周辺緑地の樹冠等を考慮した案としています。</p> <p>> 当該箇所の法面には、高木及び低木の植栽計画があり、木々の成長により樹冠が形成されるものと考えております。</p> <p>ということでした。つまり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P5のフォトモンタージュは、法面の樹木の成長後の予測結果である ・よって、法面の樹木の生長後も、足元の白い擁壁が樹冠で遮蔽されることはない <p>という理解でよいでしょうか。</p> <p>それでしたら、写真のような明度の白い擁壁を採用した場合、せっかく建物部分で「建物の色の構成は低層部から高層部にかけて低明度から高明度となるグラデーション」をご検討いただいているにもかかわらず、遠景で見た場合に足元の擁壁の明度が高すぎてトータルで見た場合に施設の調和を乱していることにならないでしょうか。</p> <p>擁壁部分の色彩についてどのように検討なされたのかを教えてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、建物の下部は計画地盤より1m高さの基礎コンクリートの立上げとなり、この部分が視認されることになります。なお、P5のフォトモンタージュのスケールでは、基礎コンクリートの高さが少し強調され表現されているかと思いますが、このフォトモンタージュのスケールで見ますと、基礎コンクリート部分の高さは5m程度となりませんが、実際には前述のとおり1mで計画しております。</p> <p>このようなことから、基礎コンクリート部分の見え方は、実際にはこのフォトモンタージュで見るとより緩和された感じになることをご理解いたしたいと思います。</p> <p>また、P5に示しますフォトモンタージュは、建物の色彩計画をお示しするという考えから建設直後のイメージを表しております。ここで、建物西側断面の一つを下記に示します。この断面図に示しますように、建物から法肩まである程度の距離があり、法面には低木植栽、法面緑化を行う計画としており、これら草木及びこれらの成長により、基礎コンクリート部分の見え方は緩和されるものと考えております。</p>